

越前町思いやり支え合いの心でつなぐ手話言語条例制定

Sign language that connects with the heart

なぜ手話言語条例を制定したの？

私たちは、言葉により物事を考え、お互いの気持ちを伝えあって生活しています。そして、多くの人は、言葉を聞く、話すという、音声による言語でコミュニケーションをとっています。

その一方で、聴覚に障害のある人の中には、音声を聞く、音声で話すことができないため、手や指、体の動き、表情などで意思を伝える「手話」を使ってコミュニケーションをとる人(ろう者)がいます。手話は、ろう者が生きる上で大切なものであり、日本語や英語などと同じ言語の一つです。

しかし、手話は、長い間言語として認められず、ろう者は、必要な情報を入手できないため、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。平成23年の障害者基本法の改正により、手話は言語として明確に位置付けられましたが、いまだ「手話は一部の人だけが使うもの」というイメージが強く、言語としての手話が浸透していないのが現状です。

町では、「手話は言語である」という認識のもと、これまで以上に手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための取り組みを行い、誰もが安心して暮らすことができる越前町を目指して「越前町思いやり支え合いの心でつなぐ手話言語条例」を制定しました。



▲青柳町長、町議会議員と条例制定を祝う越前町聴覚障害者協会のみなさん

現在、町が行っている事業

- 手話奉仕員養成講座
手話奉仕員を養成する講座（初心者対象の入門課程と、経験者対象の基礎課程）を開催しています。
- 意思疎通支援事業
ろう者が手話でコミュニケーションをとる必要があるとき手話通訳者を派遣しています。
- ミニ手話講座
あいさつなどの簡単な手話を学ぶ出前講座を開催しています。

今後の取り組み

手話の理解を深め、手話に触れる機会を広げるため、当事者、関係機関などと協議しながら、具体的な施策を検討・計画し、実施していきます。まずは、広報えちぜんでの手話に関する情報発信に取り組みます。

手話を始めてみよう



手話奉仕員養成講座 受講者募集

耳の聞こえない人の生活などの知識を身につけるとともに、日常生活で使う手話を楽しく学びます。今年度は入門編です。初心者の方の受講を歓迎します。

- 期間 6月8日(火)～12月14日(火) 全27回 毎週火曜日 午後7時～9時(年末年始は除く)
- 会場 越前町生涯学習センター
- 対象 越前町在住または勤務している人(原則として、全講座に参加できる人)
- 定員 20人(先着順)
- 参加費 無料(ただし、テキスト代3,300円実費)
- 申込先 福祉課 ☎34-8725
- 申込締切 5月25日(火)

日常生活で使える簡単な手話を覚えて、手話で会話してみましょう。

ありがとう



- ①右手の側面を左手の甲に添える
- ②左手の甲に添えた右手を上あげる

こんにちは



- ①人差し指と中指を立て、顔の真ん中に寄せて、お辞儀します

よろしくお願いします



- ①手を鼻先でグーにして前に出す
- ②拝むように額の前から斜め下に手を下げる

おつかれさまです



- ①両手をグーにして右手で左腕をトントンと2回たたく

すべての人にやさしいまちに

一人でも多くのみなさんに手話を知ってもらうことで、ろう者や手話を必要とする人の意思疎通がしやすくなり、安心して暮らせる地域社会の実現につながります。

手話に対する理解を深め、誰もが安心して暮らせる越前町を一緒に目指しましょう。

問合せ先 福祉課 ☎34-8725



手話で話してみよう

